

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡323番地1

氏名 株式会社広岡組 代表取締役 星 寿志
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 小島 純



許可の年月日 令和 4年12月15日

許可の有効年月日 令和 9年12月14日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥(無機性汚泥に限る。)
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず(これらのうち自動車等破砕物を除く。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

(以下、裏面記載)

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年12月15日 当初許可

平成 9年12月15日 更新許可

平成11年 3月25日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に、燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）廃油、紙くず、繊維くず、鉱さい、動物のふん尿、ばいじんを追加したこと。）

平成13年 9月10日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃石膏ボードの積替え保管を追加したこと。）

平成14年12月15日 更新許可

平成19年 6月21日 住所（本店所在地）を奥州市胆沢区南都田字上広岡310番地から変更したこと。

平成19年12月15日 更新許可

平成20年 2月 8日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成24年12月15日 更新許可

平成25年 1月25日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追加したこと。）

平成26年 4月16日 変更届出書受理（代表者を星壽一から変更したこと。）

平成29年12月11日 積替保管場所で保管する廃棄物の種類を変更したこと。

平成29年12月15日 更新許可

令和 3年 7月 8日 変更届出書受理（積替え・保管施設の概要を変更したこと。）

令和 4年12月15日 更新許可

令和 6年11月25日 変更届出書受理（代表者を星壽二から変更したこと。）

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

別表（積替え・保管施設の概要）

所在地 岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番地1

産業廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	構造概要等
廃プラスチック類 ※	1.9	7.0	3.34	1.169	鉄骨構造建屋内 鉄製カゴ2個保 管
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず ※	1.9	7.0	3.34	3.34	鉄骨構造建屋内 鉄製カゴ2個保 管

※…非飛散性アスベスト含有物であること

以下余白